

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免制度 よくあるご質問集

※1 このファイルの「大区分」・「小区分」は、ホームページ上の各見出しに準じております。

※2 重要な事項については、既にホームページに記載されている内容もこの質問集の中に含まれています。

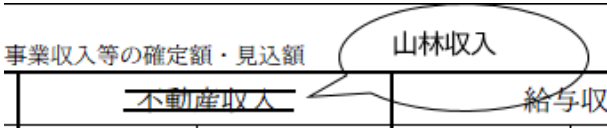
大区分	小区分	質問	回答
申請前のご確認		保険料の減免申請をしたいです。どのようにすればよいですか。	<p>次の①又は②の方法により申請が可能です。</p> <p>① 台東区ホームページに、申請書等のPDFファイルがアップロードされておりますので、同申請書等をご自分でダウンロード・印刷して必要事項をご記載ください。</p> <p>② ご自宅にプリンターがないなどの理由により申請書等を印刷することができない場合は、申請に必要な資料一式をご自宅に郵送いたしますので、台東区役所国民健康保険課（03-5246-1252）までお電話ください。</p>
申請前のご確認		保険料の減免申請は、窓口申請・郵送申請・オンライン申請のいずれを選択することができますか。	<p>この減免の申請は、原則郵送で行ってください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、窓口における申請は受付いたしません。</p> <p>また、オンライン申請も受け付けしていません。</p> <p>【送付先】〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区役所 国民健康保険課 減免担当 行</p>
申請前のご確認		ホームページには「令和4年度の保険料において、既に何らかの国民健康保険料の減免を受けている方が世帯内にいる場合は、その方の保険料については、今回の減免の対象とならない可能性がございます」と記載されていますが、「何らかの国民健康保険料の減免」とは、具体的にどのようなものを指しますか。	<p>次のような減免を指します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害その他の特別の事情により保険料を納付することが困難である方の保険料の減免</li> <li>2 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の減免</li> <li>3 刑事施設に収容又は拘禁された方の保険料の減免</li> <li>4 非自発的失業者に係る保険料の軽減措置（ただし例外あり）（詳しくは、次の質問・回答をご覧ください。）</li> </ol> <p>これらの減免の詳細い内容については、下記URLをご覧ください。</p> <p><a href="https://www.city.taito.lg.jp/smph/index/kurashi/zeikin/kokuminkenkohoken/hokenryou/20130605110058881.html">https://www.city.taito.lg.jp/smph/index/kurashi/zeikin/kokuminkenkohoken/hokenryou/20130605110058881.html</a></p>
申請前のご確認		<p>1つ前の回答には「4 非自発的失業者に係る保険料の軽減措置（ただし例外あり）」と記載されています。そこで質問です。</p> <p>① そもそも「非自発的失業者に係る保険料の軽減措置」とはどのようなものですか。</p>	<p>① 「非自発的失業者に係る保険料の軽減措置」とは、いわゆる会社都合による退職（解雇や会社の倒産等）による保険料の軽減措置を意味します。</p> <p>「雇用保険受給資格者証」（ハローワークから交付される固めの紙で作られた書類）の「12. 離職理由」の欄に次の9つの数字のいずれかが付番された場合は、台東区役所への申請によって、非自発的失業者に係る保険料の軽減措置が受けられます。</p> <p>11・12・21・22・23・31・32・33・34</p>

申請前のご確認		(前質問の続き) ② また、「例外」とは具体的にどのような場合を指しますか。	次のいずれかに該当する場合は「例外」となります。この場合、「非自発的失業者に係る保険料の軽減措置」に加え、新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免制度も受けられる可能性がございます。  ① 減免パターン1に該当する場合（新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合） ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入又は山林収入のいずれかが令和2年中のそれらよりも減少することが見込まれる場合
申請前のご確認		最近、他の区市町村から台東区に転入して来ました。以前の区市町村においては、新型コロナウイルス感染症を理由とした保険料の減免を受けていましたが、台東区においても減免に該当しますか。	以前居住していた区市町村と台東区とでは、減免の基準等に違いがある場合もございますので、ホームページやこの質問集に記載された要件等をよくご確認いただき、減免申請をご検討ください。
減免パターン1・2共通	(1) 要件	「世帯の主たる生計維持者」とは、誰を指しますか。	世帯の主たる生計維持者とは、通常は住民票上の世帯主を指します。ただし、世帯主以外の方が主として世帯の生計を維持している場合は、その方が世帯の主たる生計維持者となります。そのため、国民健康保険の加入者以外の方が世帯の主たる生計維持者である場合もございます。  例：父・母・子（成人）の3人世帯について、住民票上の世帯主は父となっているが、実際に世帯の生計を支えている方は、収入が最も多い子である場合 ⇒世帯主は父ですが、主たる生計維持者は子となります。  ただし、通常は住民票上の世帯主が主たる生計維持者となることが原則です（世帯主を変更する場合は、別途届出が必要となります。上記例の場合は、住民票上の世帯主を父から子に変更する届出をしてください）。
減免パターン1・2共通	(1) 要件	前問の回答によると、世帯の主たる生計維持者とは、通常は住民票上の世帯主であるとのことですが、住民票の交付以外の方法で、自分の世帯の世帯主を確認する方法はありますか。	お持ちの国民健康保険の保険証をご確認ください。「世帯主氏名」という欄の右側に氏名が記載されている方が世帯主です。
減免パターン1・2共通	(1) 要件	世帯は、夫・妻・子の3人から構成されており、夫の月収が15万円、妻の月収が16万円、子の月収が13万円です。  ① このように、各世帯員の収入金額にほとんど違いがなく、主たる生計維持者を1人に決めることが難しい場合、世帯内の2人以上の者を主たる生計維持者とみなし、これら2人以上の者が今回の減免を個別に申請することはできますか。 ② できない場合、誰を世帯の主たる生計維持者と考えるべきですか。	① 「主たる」であるため、主たる生計維持者はあくまで1人だけです。したがって、世帯内の2人以上の方が今回の減免を個別に申請することはできません。そのため、世帯の実情を考慮して主たる生計維持者を1人選択してください。 ② ただし、収入金額にほとんど違いがないため、誰を世帯の主たる生計維持者と考えるべきであるかの判断がつかない場合は、通常は住民票上の世帯主が主たる生計維持者となります。
減免パターン1・2共通	(1) 要件	主たる生計維持者は、国民健康保険以外の保険（会社の保険、後期高齢者医療制度等）に加入しています。このような場合であっても、減免パターン1又は2の要件に該当した場合は、今回の保険料の減免に該当しますか。	該当します。主たる生計維持者は、国民健康保険の加入者である必要はございません。

減免パターン 1・2共通	(1) 要件	世帯の主たる生計維持者以外の者が減免パターン1又は2に該当した場合、今回の保険料の減免に該当しますか。	減免パターン1・2の要件は、ともに世帯の主たる生計維持者を基準としています。そのため、次のような場合は、今回の保険料の減免には該当しません。  ① 世帯の主たる生計維持者以外の方が新型コロナウイルス感染症により死亡し、又は重篤な傷病を負った場合  ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年中の主たる生計維持者以外の方の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが令和3年中の当該収入よりも減少することが見込まれる場合
減免パターン 1・2共通	(1) 要件	減免パターン1・2の双方の要件に該当する場合は、いずれのパターンを理由に申請すればよいですか。	減免パターン1・2の双方の要件に該当する場合は、減免額が大きくなる減免パターン1が優先的に適用されます。減免を申請するときは、減免パターン1の「(3) 申請に必要な書類」をご提出ください。
減免パターン1	(1) 要件	ホームページには、「重篤な傷病」かどうかは、療養期間に1ヶ月以上を要したかどうかを目安としますが、療養期間が1ヶ月未満であった場合は、今回の保険料の減免には該当しませんか。	療養期間が1ヶ月以上を要したかどうかという基準は、あくまで目安です。例えば、療養期間が25日間（1ヶ月未満）であったとしても、発熱、呼吸困難、重症化した肺炎などの症状がみられた場合は、「重篤な傷病」と判定され、減免パターン1に該当する可能性があります。「重篤な傷病」であるかどうかは、ご提出された診断書を確認して総合的に判断します。  なお、仮に「重篤な傷病」に該当しないため減免パターン1に該当しなかったとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年中の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが令和3年中のそれらよりも減少することが見込まれる場合は、減免パターン2に該当することにより保険料の減免を受けられる可能性があります。
減免パターン1	(1) 要件	主たる生計維持者は、新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した後に、発熱・肺炎などを発症し、又は死亡したため、同感染症により重篤な傷病を負い、又は死亡した可能性があります。しかし、医師から交付された死亡診断書・死体検案書または診断書には、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った原因が新型コロナウイルス感染症によるものである旨が明記されていません。このような場合でも、減免パターン1には該当しますか。	該当しません。あくまで、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡し、又は重篤な傷病を負った旨が記載されている死亡診断書・死体検案書または診断書が必要となります。
減免パターン2	(1) 要件ア	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年中の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかが令和3年中のそれらよりも減少することが見込まれることが減免パターン2の要件とされています。そこで、 ① 「新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等のいずれかの減少」とは、具体的にどのような場合を意味するのですか。 ② また、新型コロナウイルス感染症の影響によって事業収入等のいずれかが減少したという因果関係を示す何らかの証明書類を提出する必要はありますか。	① 事業収入等が減少した場合、基本的に「新型コロナウイルス感染症の影響」とみなされます。ただし、次のような事由によって事業収入等が減少した場合は、「新型コロナウイルス感染症の影響」とはみなされません。  ㊦ 新型コロナウイルス感染症のまん延が開始する以前（令和2年1月以前）における事業の廃止・失業 ① 懲戒解雇  ② 因果関係を示す証明書類は提出不要です。

減免パターン2	(1) 要件ア	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年中の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入以外の収入の減少が見込まれる場合も、減免パターン2に該当しますか。</p> <p>例1：新型コロナウイルス感染症の影響により株価が暴落した結果、保有する株式の時価が下落し、利益が減少した。 例2：例年、講演会を年に数回行っているため雑所得を得ていたが、今年はコロナ禍により講演会を開催することができないため、雑所得が減少する見込みである。</p>	減免パターン2の要件は、あくまで、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少が見込まれた場合に限りです。したがって、例1・2のように、これら4収入以外の収入が減少した場合は、減免パターン2に該当しません。
減免パターン2	(1) 要件ア	<p>新型コロナウイルス感染症の影響とは無関係に事業所を離職し、自身で事業を開始（独立）したが、同感染症の影響により、令和4年中の事業収入は0円又は極めて少ないものとなる見込みです。このような場合も、減免パターン2の対象となりますか。</p>	<p>あくまで、令和4年中の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の各収入のうち、同じ種類の収入金額が令和3年中のそれよりも減少することが見込まれることが減免の要件であるため、本質問の事例の場合、減免の対象とはなりません。</p> <p>保険料の支払いが困難な場合は、国民健康保険課 保険料係（03-5246-1256）に納付の相談を行ってください。</p>
減免パターン2	(1) 要件ア	<p>事業収入等の本年見込額は、どのように算定すればよいですか（「【資料B】令和4年 事業収入等見込額報告書」関係）。</p>	<p>事業収入等の本年見込額とは、次の①・②の合計金額を意味します。</p> <p>① 既に確定した事業収入等の収入金額（令和4年1月1日から事業収入等の収入金額が確定した直近月の末日までの期間の収入金額の合計） ⇒①は、既に確定している収入金額であるため、別途見込額を算定する必要はありません。</p> <p>② ①の翌月1日から令和4年12月31日までの事業収入等の見込収入金額 ⇒②は将来の事業収入等の収入金額であるため、別途見込額を算定する必要があります。</p>
減免パターン2	(1) 要件ア		<p>（前回答の続き） 従事する事業の種類やそれに伴う例年の各月収入金額の変動率、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況などにより、②の見込額を画一的に算定することはできないため、②の算定方法については、特に規定をしていません。そのため、ご自身が考える合理的な計算方法に基づいて、②の見込額を算定してください。 また、客観的に不自然な箇所（単純な計算ミスやあまりに大雑把な見込額の算定など）がなければ、特に厳密な計算の根拠を提示する必要もございません。</p>
減免パターン2	(1) 要件ア	<p>「保険金等額」には、国や都道府県から支給される各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金等）は含まれますか。</p>	含まれません。
減免パターン2	(1) 要件ウ	<p>「主たる生計維持者の収入減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること。」とは、具体的にどういう意味ですか。</p>	<p>例えば、令和3年分と令和4年分の収入金額と所得金額の内訳が次のとおりであったとします。</p> <p>令和3年：給与収入（400万円）・給与所得（276万円） 事業収入（100万円）・事業所得（30万円） 上場株式の配当所得（200万円）</p> <p>令和4年：給与収入（50万円）・給与所得（0円）※ 事業収入（95万円）※・事業所得（27万円）※ 上場株式の配当所得（30万円）</p> <p>※ 給与所得（0円）・事業収入（95万円）・事業所得（27万円）は、便宜上掲載していますが、要件ウの算定においては利用しない項目です。</p>

減免パターン2	(1) 要件ウ		<p>(前回答からの続き) この例の場合</p> <p>① 「主たる生計維持者の前年の全ての所得金額」 = 給与所得 (276万円) + 事業所得 (30万円) + 上場株式の配当所得 (200万円) = 506万円</p> <p>また、令和4年の給与収入は令和3年の給与収入よりも10分の3以上減少しているため、給与収入が「アの条件に該当する事業収入等」に該当します。よって</p> <p>② 「アの条件に該当する事業収入等にかかる前年の所得金額」= 給与所得 (276万円) ※ 事業収入の減少額は、10分の3未満であり、また上場株式の配当額については、事業収入等に含まれないため、いずれも「アの条件に該当する事業収入等」に該当しません。</p>
減免パターン2	(1) 要件ウ		<p>(前回答からの続き) 以上より</p> <p>「主たる生計維持者の前年の全ての所得金額からアの条件に該当する事業収入等にかかる前年の所得金額を控除した額」= ① - ② = 506万円 - 276万円 = 230万円 (≦400万円)</p> <p>であるため、この具体例は条件ウを満たします。</p>
減免パターン2	(2) 減免の対象となる保険料と減免額B・C	減免パターン2の「(1) 要件 ア～ウ」は全て満たしました。しかし、減免額の算定に用いるB又はCが0円であるため、減免額は0円又は算定不能となります。このような場合、保険料は減免されますか。	減免パターン2の「(1) 要件 ア～ウ」に該当したとしても、B又はCが0円となる場合は、減免額を算定することができないため、減免の対象外となります。
減免パターン2	(2) 減免の対象となる保険料と減免額B	減免額の算定に用いるBの金額がマイナス(0円未満)となった場合は、どのようにして減免額を算定しますか。	Bの金額がマイナス(0円未満)となった場合は、0円に修正します。したがって、Bの金額がマイナスの場合の減免額は0円です(つまり、減免がされません)。
減免パターン2	(2) 減免の対象となる保険料と減免額C	減免額の算定に用いるCの合計所得金額には、国民健康保険に加入していない世帯主の合計所得金額は含まれますか。	国民健康保険に加入していない世帯主が主たる生計維持者である場合は、その世帯主の合計所得金額はCに含まれますが、そうでない場合は含まれません。ただし、一般的には世帯主が主たる生計維持者になります。

減免パターン2	(2) 減免の対象となる保険料と減免額C	<p>減免額の算定に用いるCの合計所得金額は、主たる生計維持者及び世帯内の全ての国民健康保険の加入者の前年（令和3年1月1日から12月31日まで）の合計所得金額とのことです。が、この中で、合計所得金額がマイナス（0円未満）の者がいた場合、Cの金額はどのようにして計算しますか。</p> <p>例えば  主たる生計維持者： 500万円  国保加入者その1： -300万円（0円未満）  国保加入者その2： 200万円</p> <p>の場合、Cの金額はいくらになりますか。</p>	<p>合計所得金額がマイナス（0円未満）となった場合は、0円に修正します。したがって、今回の例の場合は</p> <p>主たる生計維持者： 500万円  国保加入者その1： 0円  国保加入者その2： 200万円</p> <p>とみなすため C=500万円+0円+200万円=700万円 となります。</p>
減免パターン2	(3) 申請に必要な書類イ	<p>「【資料B】令和4年 事業収入等見込額報告書」の「2 令和4年中における世帯の主たる生計維持者の事業収入等の確定額・見込額」の表には、山林収入の「確定・見込の別」・「収入金額」を記載する欄がありません。山林収入が減少した旨を記載したい場合は、どうすればよいですか。</p>	<p>事業収入、不動産収入、給与収入の3つの収入金額の欄のうち、使用しない欄がある場合は、その箇所に二重線を引いて上に「山林収入」と記載してご利用ください。</p> <p>例：事業収入、山林収入、給与収入が減少するため、それらの「確定・見込の別」と「収入金額」を記載したい場合 ⇒下図のようにしてください。</p> <p style="text-align: center;">二重線を引いて訂正</p>  <p>なお、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の4収入全てについて減少が見込まれる場合は、「【資料B】令和4年 事業収入等見込額報告書」を2枚印刷してご提出ください。</p>
減免パターン2	(3) 申請に必要な書類ウ	<p>「ウ イに記載した収入金額のうち「確定」したものの金額が確認できる書類（損益計算書・売上台帳・給与明細書等）（コピー）」は、いつからいつまでの分を提出すればよいですか。</p>	<p>令和4年1月1日から事業収入等の収入金額が確定した直近月の末日までの期間のものが必要となります。ご提出いただく書類は、これらの期間の金額を一括にまとめたものであっても、月ごとに分割したものであっても構いません。</p>
減免パターン2	(3) 申請に必要な書類ウ	<p>「ウ イに記載した収入金額のうち「確定」したものの金額が確認できる書類（損益計算書・売上台帳・給与明細書等）（コピー）」を用意することができない場合は、どうすればよいですか。</p>	<p>通帳のコピーや、事業収入等の収入金額を集計した書類などをご用意できませんか。もしも、書類を全く用意することができない場合は、「【資料B】令和4年 事業収入等見込額報告書」の「3 2に記載した収入金額のうち「確定」したものの金額を確認することができる書類」の「□」部分に「✓」を入れてください（下図参照）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 給与収入がある場合 ⇒給与明細書等のコピー</li> <li><input type="checkbox"/> 事業収入・不動産収入・山林収入がある場合 ⇒損益計算書、売上台帳のコピーなど（4</li> <li><input type="checkbox"/> その他書類（</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 特別の事情により、本年の事業収入等のうち</li> </ul> </div>

減免パ ターン2	(3) 申請 に必要な 書類カ	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業を廃止し、又は失業したにもかかわらず、それらを証明する書類（(3) 申請に必要な書類カ）を提出しなかった場合は、どうなりますか。	<p>まず、ホームページの「(2) 減免の対象となる保険料と減免額」に掲載されている「減額又は免除の割合 (D)」の表をご覧ください。</p> <p>主たる生計維持者が事業を廃止し、又は失業した場合は、減額又は免除の割合 (D) が10分の10となるため、減免額が大きくなります。</p> <p>しかし、「(3) 申請に必要な書類カ」が提出されていない場合、主たる生計維持者が事業を廃止し、又は失業した旨を確認することができないことから、主たる生計維持者の前年の合計所得金額をもとに減額又は免除の割合 (D) を算定するため、最大限の割合 (10分の10) を受けられない可能性があります。</p>
減免パ ターン2	(3) 申請 に必要な 書類カ	新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の企業の内定が取消しとなりました。この場合、主たる生計維持者の「失業」と認定されますか。	「失業」と認定されます。ただし、内定が取り消されたことを確認することができる書類（当該企業からの内定取消通知書）などを「(3) 申請に必要な書類カ」として提出する必要があります。